

## 第3回経営面にかかる検討部会 会議用資料

2025年1月24日

FOR DISCUSSION ONLY

# 1. 人員体制の整備方針

# 指定管理制度導入における職員処遇の事例

指定管理基本協定書において、現給保障について詳細を記載している事例や、「指定管理者への就職を希望する職員は、原則全員採用しなければならない」と規定している事例も見られます。

| 開始年度 | 病院名                  | 病床数               | 形態            | 指定管理者制度導入の経緯                                                               | 指定管理基本協定書における職員処遇に関する記載内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|------|----------------------|-------------------|---------------|----------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| R5   | 宮城県白石市<br>(公立刈田総合病院) | 【R6.10時点】<br>199床 | 指定管理（医療法人仁誠会） | 白石市、蔵王町、七ヶ宿町の「白石市外二町組合」が運営してきたが年間十数億円以上を一般会計から繰入れてきた赤字病院。そこでR5年から指定管理制度を導入 | <p>（給与特例措置交付金）</p> <p>(1) 市は、令和5年3月31日で退職し、引き続き<b>指定管理者に就職した医師を除く正規職員（以下「対象職員」という。）に係る給与の激変緩和に関する特例措置交付金を、予算の範囲内において、年度協定により、指定管理者に支払うものとする。</b></p> <p>(2) 給与特例措置交付金の算定対象となる給与は、<b>退職から遡って1月分に相当する給料、特殊勤務手当のうち危険手当、管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当の合計額（以下「退職時給与額」）、指定管理者就職後の毎年4月分に相当する基本給、資格手当、管理職手当、家族手当、住宅手当、通勤手当、その他1月につき支給される固定手当の合計額（以下「就職後給与額」）とし、市は、就職後給与額が退職時給与額を下回った者を対象に、その差額の合計額を指定管理者に支払うものとする。</b></p> <p>(3) 給与特例措置交付金の交付対象期間は、令和5年度から令和7年度までの3年間とし、<b>前項の差額に対する各年度の交付率は次のとおりとする。</b></p> <p>(1) 令和5年度 差額の100パーセント</p> <p>(2) 令和6年度 差額の75パーセント</p> <p>(3) 令和7年度 差額の50パーセント</p> |
| R7   | 箕面市（箕面市立病院）          | 【R6.10時点】<br>317床 | 指定管理（協和会病院）   | 医療提供体制を強化し、持続可能で質の高い医療を提供できる公立病院とするため、令和6年3月の市議会の議決を経て、医療法人協和会を指定管理者に指定    | <p>（職員の処遇）</p> <p>(1) 市立病院を令和7年3月31日に退職し、<b>指定管理者への就職を希望する職員は、特段の事情がない限り全員採用しなければならない。</b></p> <p>(2) 採用後は、<b>法令等の定めに基づき最低でも65歳までの雇用を確保しなければならない。</b></p> <p>（人材確保のための財政支援）</p> <p>市は、<b>指定管理者が行う人材確保策に対し、必要と認める場合は、財政支援を行うものとする。</b></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

## 2. 指定管理基本協定書を見据えた課題の検討

## 指定管理基本協定書策定における留意点

長浜市の運用マニュアルにおける規定、および、これまでの診療体制検討部会や経営面にかかる検討部会での議論から想定される留意事項を考慮し、指定管理基本協定書を策定する必要があります。

### 長浜市指定管理者制度運用マニュアルにおける主な留意点

- 指定管理者の募集方法について公募が原則であるものの、「非公募が可能な場合」の要件を満たすことで可能となる。
- 長浜市はできる限り利用料金制を採用することとしている。利用料金収入が管理運営経費を大きく上回ると見込まれる場合は、納付金として市に利用料金収入の一部を納めることを指定管理者に求めることが可能となっている。
- 指定管理期間は原則規定されているが、「合理的な理由がある場合」の要件を満たすことで、原則以外の長期期間の指定も可能である。
- 修繕費の分担及びリスク分担について明示が必要である。
- 長浜市においては、指定管理者指定議案提出までに仮基本協定を締結することが必要である。仮基本協定は、指定管理者の指定の議決を経て本協定へ移行する。

### これまでの診療体制検討部会や経営面にかかる検討部会での議論からの主な留意点

- 長浜市の「病院再編に伴う市立2病院職員への対応に係る基本方針」に基づく職員の処遇について指定管理者に対応を求める。
- 地域医療構想を踏まえた病院ビジョンの実現に向けて、「病院経営の一体化」を通じた医療機能の再編が達成される手法による指定管理者の選定が必要である。
- 整備済みの施設等については、用途変更等により返還しなければならない補助金など、資金面での不利益の有無を確認し、対応についての検討が必要である。
- 経営一体化によって、市、日赤のいずれかに損失が発生した場合について、損失の算定方法とその対応についての検討が必要である。
- 診療科再編により不要となる設備の有無や、それらに関して投資回収が難しいと考えられる場合の投資回収支援の考え方（補填等）についての検討が必要である。
- 診療科再編に必要とされる投資事項の整理と、資金分担を含めた対応方針やスケジュールの検討が必要である。
- 長浜市の財政制約及び、長浜市病院事業の経営改善の状況、市立病院の規模や在り方の検討状況によって、指定管理料や指定管理者制度移行スケジュール等が影響を受けるため、検討状況を踏まえた対応が必要である。

# 指定管理基本協定書に関する事例調査

# 指定管理基本協定書事例におけるポイント

地方公共団体病院の指定管理について事例分析を行った結果、利用料金制の採用、指定管理者負担金の範囲の明確化、リスク分担表を基本協定に織り込むことが、ポイントと考えられます。

## 地方公共団体病院の指定管理事例まとめ

|    | 項目                      | 概要                                                                                       |
|----|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| ヒト | 指定管理業務の範囲               | ■ 指定管理者に幅広い業務を求める場合、指定管理業務を詳細に規定するケースもありますが、詳細に規定されている場合、業務遂行において指定管理者の負担が大きくなる可能性もあります。 |
|    | 自主事業                    | ■ 指定管理者が自主事業を行う場合、基本協定にあらかじめその旨を規定することも想定されます。                                           |
| モノ | 指定管理者負担金                | ■ 自治体に対して指定管理者が負担する金額（指定管理者負担金）は、その範囲を限定している事例が見受けられます。                                  |
|    | 指定管理期間                  | ■ 指定管理期間が長期となる場合、長期的な視点に立った設備投資を行いやすい一方で、経営環境の変化を受けた業務委託条件の見直しが行いにくくなります。                |
| カネ | 利用料金制                   | ■ 利用料金制は、指定管理者による事業の効率化を利益に結びつけられます。                                                     |
|    | リスク分担表                  | ■ 想定外の状況変化や事故の発生に備えて、地方公共団体と指定管理者のリスク分担を明確化している事例が見受けられます。                               |
|    | 運営資金貸付制度                | ■ 将来における短期的な資金繰りに備えて、地方公共団体による運営資金貸付金制度を基本協定に織り込むケースも考えられます。                             |
|    | 政策医療交付金<br>国・都道府県からの補助金 | ■ 政策医療の実現に向けた補助金や、国や都道府県から市町村が受け取った補助金が、指定管理者へ交付される旨を基本協定へ織り込んでいる事例が見受けられます。             |
|    | 共通経費負担金                 | ■ 地方公共団体における病院事業運営に係る経費について、指定管理者の負担について詳細に規定している事例が見受けられます。                             |

# 「指定管理業務の範囲」に関する事例

指定管理者に幅広い業務を求める場合、指定管理業務を詳細に規定するケースもありますが、詳細に規定されている場合、業務遂行において指定管理者の負担が大きくなる可能性もあります。

基本協定に記載された指定管理業務が多岐にわたるケース

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和2年4月1日改正  
(甲：横浜市 乙：日本赤十字社（指定管理者）)

## 第2章 指定管理業務

(診療)

第13条 乙は、協定の期間開始の日から、設置条例別表第1に規定する診療科及び病床に係る医療機能を提供しなければならない。

2 乙は、病院建物内において、設置条例別表第1に規定する診療科（以下「標ぼう診療科」という。）と異なる表示をする場合は、標ぼう診療科を併せて表示することとする。

(検診)

第14条 乙は、横浜市が実施するがん検診、健康診査等の検診業務を受託するものとする。

2 乙は、人間ドックその他の検診業務を行うことができる。

(政策的医療)

第15条 乙は、次の各号に定める政策的医療を提供しなければならない。具体的内容は、基準書に定める。

(1) 24時間365日の救急医療 (2) 小児救急医療 (3) 二次救急医療 (4) 周産期救急医療 (5) 精神科救急医療 (6) 精神科合併症医療  
(7) 緩和ケア医療 (8) アレルギー疾患医療 (9) 障害児者合併症医療 (10) 災害時医療 (11) 市民の健康危機への対応

2 乙は、前項の政策的医療を協定の期間開始の日から提供する。

3 乙は、甲が新たな政策的医療の実施を求める場合は、実施に向けた協議に応じるものとする。

(地域医療全体の質の向上に向けた役割)

第16条 乙は、次の各号に掲げる事項に取り組まなければならない。具体的内容は、基準書に定める。

(1) 医療における安全管理 (2) 医療倫理に基づく医療の提供 (3) 地域医療機関との連携・支援、地域医療全体の質の向上のための取組  
(4) 医療データベースの構築と情報提供 (5) 市民参加の推進

※上記のほか、指定管理業務基準書において指定管理業務に関する詳細な規定がある

基本協定に記載された指定管理業務がシンプルであるケース

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書 平成25年6月4日  
(甲：生駒市 乙：医療法人徳洲会（指定管理者）)

(本業務の範囲)

第12条 本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市立病院における診療（診療時間外における救急診療を含む。）及び健診
- (2) 市立病院の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 市立病院の利用に係る料金の収受に関する業務
- (4) 地方公営企業法第33条の2の規定により委託する手数料の徴収に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、甲乙協議の上、甲が必要と認める業務

出所：<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/byoin/shisetsu/shiteikanri/shiteikanri-minato/kyotei.html>

<sup>8</sup> <https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000000/557/0103.pdf>

## 「自主事業」に関する事例

指定管理者が自主事業を行う場合、基本協定にあらかじめその旨を規定することも想定されます。

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和3年4月1日

(甲：精華町 乙：医療法人医仁会（指定管理者）)

(自主事業)

第27条乙は、施設等を拠点とし、自主事業を行うときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

2 自主事業を行うため施設等を使用するときは、第26条の申請とは別に、目的外使用許可の申請を行わなければならない。

3 乙は、自主事業の会計と、次条第1項に規定する精華病院に係る会計とを明確に区分しなければならない。

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和2年4月1日改正

(甲：横浜市 乙：日本赤十字社（指定管理者）)

(自主事業)

第26条 乙は、施設等を拠点とし、次に掲げる事業（「自主事業」という。以下同じ。）を行うことができる。

(1) 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問看護事業

(2) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

2 自主事業を行うため施設等を使用するときは、第23条の申請とは別に、目的外使用許可の申請を行わなければならない。

3 乙は、自主事業の会計と、次条第1項に規定するみなと赤十字病院に係る特別会計とを明確に区分しなければならない。

いずれの基本協定においても、指定管理者は自主事業を行うことができる旨が規定されている。

ただし精華町の協定では自主事業を行う際に地方公共団体の承認が必要となるため、自主事業の具体的な内容があらかじめ想定される場合は、基本協定においてその内容を規定することも想定される。

# 「指定管理者負担金」に関する事例

自治体に対して指定管理者が負担する金額（指定管理者負担金）は、その範囲を限定している事例が見受けられます。

医業収益が一定額を超えた場合、指定管理者負担金が増額されるケース

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する5年度協定 令和5年4月1日  
(甲：横浜市 乙：日本赤十字社（指定管理者）)

(指定管理者負担金)

第5条 指定管理基本協定第31条第1項に定める指定管理者負担金の額は、第1号に掲げる額に第2号により計算した金額を合算したものである。

(1) みなと赤十字病院と同種の建物の標準的な減価償却費相当額として算定した額587,909,000円に消費税及び地方消費税額58,790,900円を加えた額

(2) 令和5年度の医業収益が229億円を超える場合は、229億円を超える額に10の1を乗じた額(1,000円未満の端数があるとき、その端数金額を切り捨てる。)に消費税及び地方消費税額を加えた額

指定管理者負担金が設備投資額の50%に限定されるケース

和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書 平成26年1月30日  
(甲：和泉市 乙：医療法人徳洲会（指定管理者）)

(市への納付金)

第30条 管理者は、次の合計額を指定管理者負担金として市に支払うものとする。

(1) 平成25年度以前に市が取得した市立病院の資産に係る毎事業年度の減価償却費相当額に50%を乗じて得た額。ただし、管理者が業務に使用しない資産に係る額は除く。

(2) 平成26年度以後に市が取得する市立病院の資産の購入等（新病院建設に係る資産の購入及び関連工事等の経費を含む。）に充てるために発行した病院事業債に係る毎事業年度の元利償還金相当額に50%を乗じて得た額

(3) 平成26年度以後に市が取得する市立病院の資産の購入等（新病院建設に係る資産の購入及び関連工事等の経費を含む。）で、病院事業債をもって充てることができない経費について、市と協議の上定める毎事業年度の年割額に50%を乗じて得た額

2 前項の指定管理者負担金に係る細目は、仕様書に定める

# 「指定管理者負担金」に関する事例

費用の設定金額によって指定管理者の負担を規定している事例が見受けられます。

費用の設定金額によって、指定管理者への負担が発生するケース

箕面市立病院の指定管理に係る協定書 令和6年2月20日  
(甲：箕面市 乙：医療法人協和会 (指定管理者))

(新病院の整備に関する協力)

第 8 条 指定管理者は新病院の整備に係る準備等に協力しなければならない。新病院の整備については、箕面市新市立病院整備基本構想に定めるもののほか、協議の上定める箕面市新市立病院整備基本計画によるものとする。

(施設等の改良工事等)

第 1 6 条 施設等の改良工事及び改修工事若しくは更新等は、市と指定管理者が協議の上、行うものとする。

2 施設等の保守、修繕等において、設計金額が 1 件につき 1,000 万円 (税込) 以上の場合は、市と指定管理者が協議の上、行うものとする。

3 施設等の改良工事等において、設計金額が 1 件につき 1,000 万円 (税込) 以上の場合は市が発注し、1,000 万円 (税込) 未満の場合は指定管理者が発注するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、緊急その他の必要性がある場合は、指定管理者がその費用の全額を負担することにより、指定管理者が発注することができる。

(備品の修繕、更新等)

第 1 8 条 備品の修繕、更新及び新規購入は、設計金額が 1 件につき 1,000 万円 (税込) 以上の場合は、市と指定管理者の協議の上、行うものとする。この場合において、備品の修繕等の発注は市が行うものとする。ただし、緊急その他の必要性がある場合は、指定管理者がその費用の全額を負担することにより、指定管理者が発注することができる。

2 設計金額が 1 件につき 1,000 万円 (税込) 未満の備品の修繕等は、指定管理者が発注するものとする。

## 「指定管理期間」に関する事例

指定管理期間が長期となる場合、長期的な視点に立った設備投資を行いやすい一方で、経営環境の変化を受けた業務委託条件の見直しが行いにくくなります。

### ○指定管理の期間が10年のケース

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和3年4月1日  
(甲：精華町 乙：医療法人医仁会（指定管理者）)

(協定期間)  
第2条 この協定の期間は、令和3年4月1日から令和13年3月31日までとする。

### ○指定管理の期間が20年のケース

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書 平成25年6月4日  
(甲：生駒市 乙：医療法人徳洲会（指定管理者）)

(協定期間)  
第6条 本協定の期間は、甲が乙を指定管理者として指定する期間（生駒市立病院開設の日から、同日から20年を経過する日の属する年度の末日まで）とする。

### ○指定管理の期間が30年のケース

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和2年4月1日改正  
(甲：横浜市 乙：日本赤十字社（指定管理者）)

(協定期間)  
第2条 この協定の期間は、平成17年4月1日から平成47年3月31日までとする。

出所：[https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kenko/2021\\_1/1/2707.html](https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kenko/2021_1/1/2707.html)

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/00000000/557/0103.pdf>

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/byoin/shisetsu/shiteikanri/shiteikanri-minato/kyotei.html>

# 「利用料金制」に関する事例

利用料金制は、指定管理者による事業の効率化を利益に結びつけられます。

## 利用料金制の採用

和泉市立病院の管理運営に関する基本協定書 平成26年1月30日  
(甲：和泉市 乙：医療法人徳洲会（指定管理者）)

(利用料金の取扱い)

第28条 管理者は、市立病院における診療料金及び駐車場の利用料金を自らの収入として収受することができる。

2 前項の料金の額は、病院料金条例に定めるところによる。

市立川西病院の管理運営に関する基本協定書 平成30年4月3日  
(甲：川西市 乙：医療法人協和会（指定管理者）)

(利用料金の取扱い)

第30条 市立病院の利用に係る料金を指定管理者の収入とする利用料金制とし、収受に係る事務の経費は、指定管理者の負担とする。

2 前項の料金の額は、病院使用条例に定めるところによる。ただし、法令で定められているものは、その額とする。

3 その他細目は、別に定める仕様書のとおりとする。

## ○料金収受代行制

施設の利用料金は地方公共団体の収入とする一方で、徴収は指定管理者が代行する。

指定管理者へは、一定の指定管理料が支払われる。

## ○利用料金制

施設の利用料金は指定管理者の収入とする。

指定管理者の業務効率化による収益増加や経費削減により、指定管理者に帰属する利益が増減する。

出所：<https://www.city.osaka-izumi.lg.jp/material/files/group/75/kihonkyoutei.pdf>

[https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/633/kihonkyouteisho.pdf](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/633/kihonkyouteisho.pdf)

<https://www.city.atami.lg.jp/jigyosha/nyusatsu/1004431.html>

# 「リスク分担表」に関する事例

想定外の状況変化や事故の発生に備えて、地方公共団体と指定管理者のリスク分担を明確化している事例が見受けられます。今後の協定締結の際は新興感染症に関するリスクも追記することも考えられます。

## 責任とリスクの分担に関する規定

|                                                            |  |  |  |
|------------------------------------------------------------|--|--|--|
| 市立川西病院の管理運営に関する基本協定書 平成30年4月3日<br>(甲：川西市 乙：医療法人協和会（指定管理者）) |  |  |  |
| (責任とリスクの分担)                                                |  |  |  |
| 第 4 7 条 本業務に係る市及び指定管理者の責任とリスクの分担は、次のとおりとする。                |  |  |  |

| 項 目           | 内 容                                 | 責任とリスクの分担 |       |
|---------------|-------------------------------------|-----------|-------|
|               |                                     | 市         | 指定管理者 |
| 包括的管理責任       | -                                   | ○         |       |
| 緊急時の対応        | 利用者の安全確保、避難誘導                       |           | ○     |
| 債務不履行         | 市が協定内容を不履行<br>指定管理者が業務又は協定内容を不履行    | ○         | ○     |
| 運営費の上昇        | 指定管理者側の要因による運営費用の増大                 |           | ○     |
|               | 市側の要因による運営費用の増大                     | ○         |       |
|               | 施設の管理運営に関する法令等の変更による経費の増加           | 両者の協議     |       |
|               | 人件費、物品費等の物価及び金利の変動に伴う経費の増加          |           | ○     |
| 法令の変更         | 施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更                  | ○         |       |
|               | 指定管理者に影響を及ぼす法令変更                    |           | ○     |
| 税制の変更         | 施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更                  | ○         |       |
|               | 上記以外の税制変更                           |           | ○     |
| 診療報酬の改定       | 収入・支出の増減                            |           | ○     |
| 書類の誤り         | 仕様書等市が責任を持つ書類の誤りによるもの               | ○         |       |
|               | 事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの          |           | ○     |
| 官公署の免許、許可、認可等 | 申請、届出                               |           | ○     |
| 行政財産の目的外使用許可  | 申請<br>許可                            | ○         | ○     |
| 住民対応          | 指定管理者が適切に管理運営すべき業務に関する苦情等           |           | ○     |
| 情報の安全管理       | 指定管理者の責めに帰すべき事由による個人情報の漏洩や犯罪発生等     |           | ○     |
| 要求水準の未達成      | 協定により定めた管理運営サービスの要求水準不適合に伴う対策経費の増加等 |           | ○     |

| 項 目                     | 内 容                                                                                                             | 責任とリスクの分担 |       |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------|
|                         |                                                                                                                 | 市         | 指定管理者 |
| 施設・設備・備品（医療機器、什器備品等）の管理 | 需要変動・施設の競合                                                                                                      |           | ○     |
|                         | 維持管理                                                                                                            |           | ○     |
|                         | 指定管理者の管理上における取壊及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備・備品等の損傷                                                                 |           | ○     |
|                         | 施設・設備の改良・改修                                                                                                     | ○ 1/2     | ○ 1/2 |
|                         | 備品の修繕・更新・新規購入<br>【500万円（消費税及び地方消費税を含む。）以上】<br>※対象物品については両者の協議にて決定<br>備品の修繕・更新・新規購入<br>【500万円（消費税及び地方消費税を含む。）未満】 | ○ 1/2     | ○ 1/2 |
| 管理運営上の事故等に伴う損害賠償        | 上記以外による施設・設備・備品等の損傷                                                                                             | 両者の協議     |       |
|                         | 医療事故等                                                                                                           |           | ○     |
|                         | 指定管理者が故意又は過失により市立病院を損傷または滅失                                                                                     |           | ○     |
|                         | 指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたとき                                                                                  |           | ○     |
|                         | 施設の取壊による損害賠償                                                                                                    | ○         |       |
| 保険加入                    | 上記以外の場合                                                                                                         | 両者の協議     |       |
|                         | 建物総合損害共済                                                                                                        | ○         |       |
|                         | 病院賠償責任保険                                                                                                        |           | ○     |
|                         | 自動車損害共済                                                                                                         |           | ○     |
| 事業終了時の費用                | 上記以外                                                                                                            | 両者の協議     |       |
|                         | 指定期間の満了及び期間中途における業務の廃止に伴う撤収費用                                                                                   |           | ○     |
| 不可抗力                    | 自然災害（地震、台風など）、暴風雨による業務の休止、変更、延期又は臨時休業                                                                           | 両者の協議     |       |

※上記のほか、今後の協定締結の際は新型コロナウイルス感染症など新興感染症に関するリスクも追記することも考えられる。

出所： [https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/\\_res/projects/default\\_project/\\_page\\_/001/006/633/kihonkyouteisho.pdf](https://www.city.kawanishi.hyogo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/006/633/kihonkyouteisho.pdf)

# 「運営資金貸付制度」に関する事例

将来における短期的な資金繰りに備えて、地方公共団体による運営資金貸付金制度を基本協定に織り込むケースも考えられます。

運営資金貸付制度に関する規定

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和3年4月1日

（甲：精華町 乙：医療法人医仁会（指定管理者））

（運営資金貸付金）

第30条甲は、乙の求めに対して必要と認めた場合は、乙に対し、**病院経営を支援するため、運営資金貸付金**（以下「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

2 貸付金の額、期間、返済方法、利子等は、年度協定に定める。

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する年度協定 令和3年4月1日

（甲：精華町 乙：医療法人医仁会（指定管理者））

（運営資金貸付金）

第4条甲は、基本協定第30条第1項の規定に基づき、乙に対し、病院経営を支援するため、**1億円を限度として運営資金貸付金**（以下「貸付金」という。）を貸し付けるものとする。

2 乙は、第1項の貸付金に関して、甲に精華町国民健康保険病院運営資金等借用証書（以下「証書」という。）を提出するものとする。

3 第2項の規定による貸付金に係る証書の提出に際しては、担保もしくは乙以外の第三者の連帯保証人を必要とするものとする。

4 乙は、第1項の規定により貸付金の貸し付けを受けた場合は、**令和3年度の末日までに、全額を返済するものとする。**ただし、返済方法については、甲と乙とが協議するものとする。

5 貸付金の利子については、**年0.003%（満期一括償還）**とする。

# 「政策医療負担金、国・都道府県からの補助金」に関する事例

政策医療の実現に向けた補助金や、国や都道府県から市町村が受け取った補助金が、指定管理者へ交付される旨を基本協定へ織り込んでいる事例が見受けられます。

## ○政策医療負担金の交付のみが規定されたケース

精華町国民健康保険病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和3年4月1日  
(甲：精華町 乙：医療法人医仁会 (指定管理者))

(政策的医療の提供に要する経費)

第32条甲は、予算の範囲で、政策的医療交付金を交付することにより、政策的医療の提供に要する経費を負担する。

2 第16条第1項に規定する政策的医療の提供に要する経費の額、対象経費及び算定方法その他必要な事項は、別に定める。

## ○国や都道府県からの補助金の交付のみが規定されたケース

生駒市立病院の管理運営に関する基本協定書 平成25年6月4日  
(甲：生駒市 乙：医療法人徳洲会 (指定管理者))

(国、県補助金相当額の交付)

第29条 甲は、本業務を対象とした国及び奈良県からの補助制度により、当該補助金を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

## ○政策医療負担金と国や都道府県からの補助金の交付が規定されたケース

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和2年4月1日改正  
(甲：横浜市 乙：日本赤十字社 (指定管理者))

(政策的医療交付金)

第29条 甲は、第15条に規定する政策的医療の提供に要する費用として、政策的医療交付金を予算の範囲内で乙に交付する。

2 政策的医療交付金の対象経費及び交付額の算定方法その他必要な事項は、指定管理年度協定及び横浜市立みなと赤十字病院政策的医療交付金交付要綱に定める。

(国・県補助金相当額の交付)

第30条 甲は、指定管理業務を対象とした国及び神奈川県からの補助金の交付を受けたときは、交付された補助金相当額を乙に交付するものとする。

2 前項の補助金に係る申請は、甲と乙とが協議のうえ、甲が行うものとする。

出所：[https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kenko/2021\\_1/1/2707.html](https://www.town.seika.kyoto.jp/kakuka/kenko/2021_1/1/2707.html)

<https://www.city.ikoma.lg.jp/cmsfiles/contents/0000000/557/0103.pdf>

16 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/byoin/shisetsu/shiteikanri/shiteikanri-minato/kyotei.html>

FOR DISCUSSION ONLY

## 「共通経費負担金」に関する事例

地方公共団体における病院事業運営に係る経費について、指定管理者の負担について詳細に規定している事例が見受けられます。

### ○自治体における病院事業会計に係る経費負担の規定

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する基本協定 令和2年4月1日改正

（甲：横浜市 乙：日本赤十字社（指定管理者））

（病院事業会計共通経費負担金）

第32条 甲は、乙に対し、横浜市病院事業の本部運営に係る経費として、病院事業会計共通経費負担金（以下「共通経費負担金」という。）の支払いを求めることができるものとする。

2 共通経費負担金の金額、支払方法等は、年度ごとに甲と乙が協議を行い、指定管理年度協定に定める。

横浜市立みなと赤十字病院の指定管理者による管理に関する5年度協定 令和5年4月1日

（甲：横浜市 乙：日本赤十字社（指定管理者））

（病院事業会計共通経費負担金）

第6条 指定管理基本協定第32条第1項に定める病院事業会計共通経費負担金（以下「共通経費負担金」という。）の額は、9,000,000円とする。

2 乙は、前項の共通経費負担金を、令和5年5月31日までに甲の指定する金融機関の口座に払い込むものとする。

### 3. 投資計画、補助金制度等活用の検討

# 投資計画、補助金制度等活用の検討

今年度は「病院事業における投資余力が見通せない状況であること」、「長浜市財政による投資支援が難しいこと」、「現時点では補助金等の活用可否が不明確であること」を確認し、既存の施設設備を活用することを前提に、医療資源の減少局面においても、地域医療を守れるよう医療機能再編を進めていく方向性を確認しました。

## さらなる検討に向けた論点整理

| 視点 |      |               | カネ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----|------|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|    |      |               | 内部での調達                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 外部からの調達                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| モノ | ハード面 | 施設整備<br>(改修等) | <div>■ 今年度の進捗<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 事業収益による投資<ul style="list-style-type: none"><li>基本的には、病院事業収益の範囲内で施設設備やシステム投資を実施するべきだが、市立長浜病院の急速な経営環境の変化により、病院事業における投資余力が見通せない状況であることが確認された。</li></ul></li><li>➢ 長浜市財政による投資支援<ul style="list-style-type: none"><li>長浜市財政においても、種々の制約があるため、病院事業のみに財源を集中できる状況にはないことが確認された。</li></ul></li><li>➢ 以上を踏まえて、基本的に経済的耐用年数の期間中においては、既存の施設設備を活用することを前提に、医師を含む医療資源の減少局面においても、地域医療を守れるよう医療機能再編を進めていく必要があることが確認された。</li></ul></div> | <div>■ 今年度の進捗<ul style="list-style-type: none"><li>➢ 長浜市の財政負担に加えて、「病院事業の地方交付税措置（総務省）」、「地域医療介護総合確保基金（厚生労働省）」等の活用を検討していくべきであるものの、現行制度上は制約が多く、活用可否は不明確な状況であることを確認した。</li><li>➢ また、施設設備の整備方針が明確化していない段階であることから、国等との個別協議も困難な状況である。</li><li>➢ 以上のことから、現時点で各種補助金等の活用を見込むことは難しいものの、長浜市としては国や県への要望を継続していく方針である。</li></ul></div> |
|    |      | 医療機器等         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|    | ソフト面 | 情報システム等       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|    |      |               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |